

岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第19回本部員会議

日 時：平成30年12月28日（金）
14時00分～

場 所：県庁4階 特別会議室

I 関市内の農場における防疫措置の完了について

II 農場の出荷制限等の解除について

III 関市内の農場の緊急点検報告について

I 関市内の農場における防疫措置の完了について

1 経緯

1 2月23日（日）～24日（月）

出荷豚検査を実施し、PCR検査で1頭異常あり

1 2月24日（月）

当該農家に移動自粛を要請

農場への立入検査を実施

1 2月25日（火）

PCR検査結果で、2頭陽性

国との協議を経て患畜と決定

移動制限区域内2農場へ移動制限を実施

搬出制限区域内1農場へ搬出制限を実施

発生農場と交差の恐れのある農場（16農場）に病原

体を広げるおそれがある物品の移出を制限

移動制限区域内のと畜場（関市内）の事業を停止

交差のおそれがあると畜場（岐阜市内）の事業を制限

防疫措置開始（25日 6：00）

発生状況確認検査（移動制限区域内2農場）を実施

[すべて陰性を確認]

1 2月27日（木）

殺処分完了（27日 7：19）

1 2月27日（木）～30日（日）

清浄性の確認検査（疫学関連16農場）を実施

1 2月28日（金）

防疫措置完了（28日 8：10）

2 スケジュール

	12月 25 日	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日	31 日	1月 1 日	2 日	14 日	15 日	25 日	26 日	
発生農場	PCR検査 陽性判定豚コレラ患者確定	殺処分			防疫措置完了									
		埋却												
		汚染物品 処理・消毒												
周辺農場	消毒ポイント 移動制限区域 (3 km) 防疫措置完了後28日												終息	
														消毒ポイント 搬出制限区域 (10 km) 防疫措置完了後17日

- ※当初計画：・殺処分完了 12月28日
 ・防疫措置完了 1月3日
 ・終息 2月1日

3 防疫体制（速報値）

	獣医				県 職員	国 職員	自衛隊	市町 職員	民間 業者	合計
	県	国	他県	団体						
殺処分、 農場消毒	95	27	32	71	1,487	146	858			2,716
埋却作業					44				197	241
消毒 ポイント					71			31	2	104
集合場所等					446			50	10	506
合計	95	27	32	71	2,048	146	858	81	209	3,567

Ⅱ 農場の出荷制限等の解除について

A 疫学関連農場及びと畜場の再開について

A-1 疫学関連農場の出荷再開について

1 現状

豚コレラの患畜が確認された農場と同一のと畜場を使用していた16農場（疫学関連農場）について、12月25日（火）から出荷等を制限
[制限の内容]

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法第32条の規定に基づき、病原体を広げるおそれがある物品の移出を制限

2 出荷再開に向けての取り組み

(1) 出荷再開の条件

「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」を国と協議のうえ策定し、農場及び出荷豚の安全性が確認されれば、制限を解除し出荷を再開

(2) 県の取り組み

農場は「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」を策定するとともに、と畜場は「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」を策定。従前のと畜場での全頭検査に加え、農場における出荷豚の安全性確認検査のダブルチェック体制を確立

3 再開予定日

1月3日（木）から出荷を再開

<「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」による安全確認体制>

※文中の太字は国の指示を上回る安全確認体制

- ①農場毎に**専属の家畜防疫員**を配置

- ②家畜防疫員は、週1回以上立入り検査（臨床検査、検温）を実施

- ③農場に対し、**毎日2回**、死亡豚のほか、**呼吸器症状**や食欲低下、下痢、活力低下のある豚について、日齢、頭数、体温、豚の様子をより**詳細に報告**させ、豚に異常がある場合は獣医の所見を徴求するとともに、家畜防疫員が**確認**

- ④家畜防疫員は、毎日の報告や立入り検査により、豚コレラが疑われる死亡豚や異常豚が確認された場合は、**血液検査の結果**を考慮し、病性鑑定を実施。また、**血液検査にて白血球数の減少**が確認された場合、当該豚及び同居豚について、少なくとも1週間、報告徴求において、**詳細な臨床症状及び体温**を報告

- ⑤家畜防疫員は、**出荷前に、臨床検査及び遺伝子検査**を実施
 - いのしし調査対象区域内の農場（8農場）
 - ・出荷前日に、出荷予定の豚全頭について検査を実施
 - ・週1回、飼養豚について抽出検査（30頭）
 - いのしし調査対象区域外の農場（10農場）
 - ・週1回、飼養豚について抽出検査（30頭）

A-2 と畜場（岐阜市内）の再開について

1 現状

ウイルスの拡散、疫病のまん延を防止するため、豚コレラの患畜が確認された農場が使用していたと畜場（岐阜市内）を12月25日（火）から制限
[制限の内容]

家畜伝染病予防法第33条の規定に基づき、受け入れを制限

2 解除の条件

現在実施中の「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」により、と畜場の安全性を確認し、事業を再開

3 解除日

12月27日（木）から、と畜場を再開

<「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」による安全確認体制>

※文中の太字は国の指示を上回る安全確認体制

- (1) と畜場法に基づき、市のと畜検査員（獣医師）は、出荷豚全頭のと畜検査（生体検査、解体前検査、解体後検査）を実施し、検査に合格したもののみ食用として流通。なお、生体検査については、5名にて実施。
- (2) と畜場への搬入時の衛生管理については、①**午前の搬入完了後**、②**せりのトラック搬出完了後**、③**午後の搬入完了後毎に運送車両が通過した通路の洗浄・消毒を行う**とともに、豚房は毎日、洗浄・消毒するなど「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」を定め適正に管理。

B 移動制限区域内農場及びと畜場の再開について

B-1 移動制限区域内農場の出荷再開について

1 現状

関市内の農場で豚コレラが発生した際、移動制限区域内（発生農場から3kmの範囲）の2農場について、12月25日（火）から移動を制限
[制限の内容]

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法第32条の規定に基づき、豚、飼料、排泄物等の移動を制限

2 出荷再開に向けての取り組み

(1) 出荷再開の条件（例外措置）

例外措置の条件が整い、国との協議が整えば、例外措置として出荷を再開
【例外措置の国の条件】

- ・発生状況確認検査により、「陰性」が確認されていること
- ・出荷しようとしている豚または同一の畜舎の豚について、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検査または蛍光抗体法により「陰性」が確認されていること
- ・なお、豚を移動するときには、ア～ウの措置等を講じること
 - ア と畜をする当日に移動させること
 - イ 移動前に、臨床的に農場の豚に異状がないかを確認すること
 - ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒すること など

(2) 県の取り組み

農場は「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」を策定するとともにと畜場は「と畜場を再開するためのバイオセキュリティ要件」を策定。従前のと畜場での全頭検査に加え農場における出荷豚の安全性確認検査のダブルチェック体制を確立

3 再開予定日

例外措置の対象となる2農場について、1月4日（金）に出荷を再開
なお、搬出制限区域内の1農場は、出荷をしていないため、例外措置は行わない。

B-2 と畜場（関市内）の再開について

1 現状

ウイルスの拡散、疫病のまん延を防止するため、移動制限区域内にあると畜場（関市）は、12月25日（火）から事業を停止

[制限の内容]

家畜伝染病予防法第33条の規定に基づき、事業を停止

2 解除の条件

現在実施中の「と畜場を再開するためのバイオセキュリティ要件」により、と畜場の安全性を確認し事業を再開

3 解除日

12月25日（火）から、と畜場を再開

<「と畜場を再開するためのバイオセキュリティ要件」による安全確認体制>

※文中の太字は国の指示を上回る安全確認体制

- ①と畜場法に基づき、県のと畜検査員（獣医師）は、出荷豚全頭のと畜検査（生体検査、解体前検査、解体後検査）を実施し、検査に合格したもののみ食用として流通。なお、生体検査については、**2名に増員**して実施。
- ②と畜場への搬入時の衛生管理については、**1農場毎に入替え制**で行い、**その都度、運搬車両が通過した道路及び豚房の洗浄、消毒を行う**ことを要件とする「**岐阜県と畜場再開バイオセキュリティ要件**」を定め適正に管理。
- ③と畜場内における死亡及び異常豚の発見時には、**体温測定、血液検査、剖検**を実施。

Ⅲ 関市内の農場の緊急点検報告について

別添のとおり

岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム

平成30年12月28日

1 監視対象農場

制限区域内の農場3戸及び豚コレラの患畜が確認された農場と同一のと畜場を使用していた農場16戸の計19農場を対象とする。

対象農場は、別紙1のとおり。（非公表のため省略）

2 死亡数等の報告徴求

県は、監視対象農場となる期間中、各農場から以下の内容について、別紙2により、毎日2回、午前9時時点の状況を当日の午前11時までに、午後4時時点の状況を当日の午後6時までに報告を求める。

- ①死亡頭数・日齢及び死亡状況
- ②飼育豚の臨床症状（呼吸器症状、食欲減退、発熱、元気消失、結膜炎、チアノーゼ、死流産、その他）
- ③検温（①の同一豚房の個体、②の個体）
- ④診療状況（獣医の診療を受けた場合）
- ⑤前日の出荷頭数

3 立入検査

県は、監視期間中は、以下の条件で農場に立入り、検査を実施する。

なお、農場の立入りについては、農場毎に専属の家畜防疫員を固定する。

- (1) 定期検査：週に1回以上
- (2) 浸潤状況確認検査：患畜確認後順次
- (3) 監視解除前の確認検査（発生農場と同一のと畜場を使用していた農場）：発生農場との最終接触日から21日経過した日以降（最終接触日が不明な場合は防疫措置完了日）

<検査内容>

臨床検査・検温、血液検査、抗体検査、血液の遺伝子検査及び死亡豚の剖検

- ・豚コレラが疑われる死亡豚が確認された場合は、剖検を行う。
- ・死亡豚が複数頭の場合は、死亡が集中している豚房、豚コレラを疑う症状のある豚房等の死亡豚を抽出する。（最大3頭）
- ・剖検の結果、豚コレラが疑われる症状が認められた場合は、採材し（扁桃、脾臓、腎臓等）、蛍光抗体法及び遺伝子検査を行う。
- ・血液検査にて白血球数の減少が確認された場合、当該豚及び同居豚について、少なくとも1週間、報告徴求において、詳細な臨床症状及び体温の報告を求める。

※立入検査を行う家畜防疫員は、農場へ入った後のシャワー、耳・鼻の清拭、清潔な衣服への交換、メガネをかけている場合はその洗浄を徹底すること。
ただし、立ち入った農場において、豚コレラを疑う臨床症状が認められた場合は、他の農場への訪問までに原則として3日間の期間をあけること。

4 緊急立入検査

上記2及び3において、異常が認められた場合（※）は、県は農場に立入り、臨床検査、同居豚の検温及び採血を行う。

血液検査の結果（白血球減少等）を考慮し、病性鑑定を行うものとする。

なお、解剖時に各臓器の写真撮影するとともに、扁桃による蛍光抗体法、遺伝子検査及び血清を用いた抗体検査を実施する。

（※）緊急立入を行う場合の例

- 同一豚房内で複数の死亡が認められた場合
- 豚コレラを否定できない臨床症状（発熱（41℃）、元気消失、紫斑等）が認められた場合

5 検査頭数

3の検査における各農場の検査頭数は、95%の信頼度で10%の感染率を摘発することができる数とし、次のとおりとする。畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

全飼養頭数	採材頭数
1～15 頭	全頭
16～20 頭	16 頭
21～40 頭	21 頭
41～100 頭	25 頭
100 頭以上	30 頭

6 出荷前の立入検査

家畜防疫員は、出荷前に、以下の検査を行う。

(1) いのしし調査対象区域内の農場（8農場）

出荷前日に、出荷予定の豚全頭について臨床検査及び遺伝子検査を実施

(2) いのしし調査対象区域外の農場（10農場）

週1回、飼養豚について抽出検査（国の「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」に準拠）を実施

岐阜県と畜場再開バイオセキュリティ要件

関市食肉センター（H30.12月版）

1 運搬車両関連

- (1) 家畜の搬入時は、と畜場管理者又は県職員が立合い、家畜所有者名・運転手名・トラックの入出時間を記録する。また、搬出制限区域内の豚の運搬車両は、消毒ポイントの通過歴を記録する。
- (2) 豚の搬入完了後、車両洗浄場所で全てのトラックの洗浄、消毒を行う。
- (3) と畜場敷地内の出荷車両が通過する場所については、毎日消毒を行う。
- (4) 車両消毒ゲートの運搬車両消毒槽については、常に消毒液が満水であることを確認する。

2 運転手関連

運搬車両運転手に、下記を徹底する。

- ① 運転手は運転時の長靴とは別に、と畜場専用長靴を必ず持参する。
- ② 施設内で降車する場合は、必ずと畜場専用長靴に履き替え、運転時と降車時の長靴は明確に区別する。
- ③ と畜場専用長靴は、車内に直置きしない（専用トレーなどの上に乗せる）。
- ④ 運転手は、作業に入る前に必ず、防護服、使い捨て手袋を着用する
- ⑤ 運転手が係留場所に入る際の入口は、1か所に限定する。
- ⑥ 退場時、と畜場専用長靴については、消毒を行う。
- ⑦ 防護服については、退場する際に回収する（ごみ箱を設置する等での対応も可とする。）。
- ⑧ 運転手は、上記の遵守状況を記録し、と畜場管理者へ提出する。

3 施設関連

- (1) と畜場を再開する前に、場内及び施設を十分に消毒する。
- (2) 搬入は1農場毎に行い、搬入が完了したら、その都度、運搬車両が通過した通路及び豚房の洗浄・消毒を実施する。
- (3) トラックの荷台の敷料（糞便を含む）置き場の周辺を、毎日、洗浄・消毒する。
また、敷料置き場は、夜間はブルーシート等で被覆する（可能な限り荷台の敷料は用いない。輸送中に出た糞便は浄化槽に入れる。）。

(4) と畜場管理者は、上記の実施状況を記録し保管する。

4 搬入個体関連

搬入時に豚の異常が認められた場合は、作業を中止し、速やかに中濃家畜保健衛生所に通報するとともに、中濃家畜保健衛生所の指示に従う。

5 その他

と畜場において監視対象農場の豚で異状があった場合の対応は別紙のとおりとする。

と畜場において監視対象農場の豚で異状があった場合の対応

と畜場での対応

関市食肉センターは、と畜場で豚の異状を確認した場合、直ちに管轄する中濃家畜保健衛生所へ連絡する。

【死亡豚があった場合】

(周囲の豚)

- 周囲の豚の臨床症状を確認するとともに体温測定（と畜場管理者又は県職員対応）
- 発熱があれば採血、白血球数測定（中濃家畜保健衛生所立入・採材）
- 異状なければと畜

(死亡豚)

- 中央家畜保健衛生所にて剖検

【異状豚があった場合】

- 当該豚及び周囲の豚の臨床症状を確認するとともに体温測定（と畜場管理者又は県職員対応）
- 発熱があれば採血、白血球数測定（中濃家畜保健衛生所立入・採材）
- 異状なければと畜

当該農場での対応（関係家畜保健衛生所対応）

- 異状の確認
- 異状があれば当該豚周囲の豚の体温測定
- 発熱があれば採血、白血球数測定

岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件

岐阜市食肉地方卸売市場（H30.12月）

1 運搬車両関連

- (1) 家畜の搬入時は、と畜場管理者又は県職員が立合い、家畜所有者名・運転手名・トラックの入出時間を記録する。また、搬出制限区域内の豚の運搬車両は、消毒ポイントの通過歴を記録する。
- (2) 市場へ搬入ごとに入口で全てのトラックの洗浄、消毒を行う。また、豚の搬入完了後及び市場退場時においても、車両洗浄場所で全てのトラックの洗浄、消毒を行う。
- (3) 食肉市場敷地内の出荷車両が通過する場所については、毎日消毒を行う。
- (4) 運搬車両消毒槽については、常に消毒液が満水であることを確認する。

2 運転手関連

運搬車両運転手に、下記を徹底する。

- ①運転手は運転時の長靴とは別に、と畜場専用長靴を必ず持参する。
- ②施設内で降車する場合は、必ずと畜場専用長靴に履き替え、運転時と降車時の長靴は明確に区別する。
- ③運転手は食肉市場入口にて長靴を消毒（専用コンテナ）した後、受付を行う。
- ④食肉市場専用長靴は、車内に直置きしない（専用トレーなどの上に置く）。
- ⑤運転手は、作業に入る前に必ず、専用の服、使い捨て手袋を着用する
- ⑥運転手が係留場所に入る際の入口は、トラックの大きさごとに限定する。
- ⑦退場時、食肉市場専用長靴については、消毒を行う。
- ⑧専用の服については、搬入ごとに洗濯したものを着用する。
- ⑨運転手は、上記の遵守状況を記録し、と畜場管理者へ提出する。

3 施設関連

- (1) ①午前の搬入完了後、②セリのトラック搬出完了後、③午後の搬入完了後ごとに運搬車両が通過した通路の洗浄・消毒を実施する。
- (2) 豚の搬入は1農場毎消毒を行い、搬入が完了したら、その都度、豚搬入口の洗浄・消毒を実施する。
- (3) 豚房は毎日洗浄・消毒を実施する。
- (4) トラックの荷台の敷料（糞便を含む）置き場の周辺を、毎日、洗浄・消毒する。
また、敷料置き場は、夜間はカーテンで被覆する（可能な限り荷台の敷料は用いない。輸送中に
出た糞便は浄化槽に入れる。）。
- (5) と畜場管理者は、上記の実施状況を記録し保管する。
- (6) 再開する時は施設全体を消毒する。

4 搬入個体関連

搬入時に豚の異常が認められた場合は、作業を中止し、速やかに中央家畜保健衛生所に通報するとともに、中央家畜保健衛生所の指示に従う。

5 その他

(1) 牛についても本要件に準ずる。

(2) と畜場において監視対象農場の豚で異状があった場合の対応は別添のとおりとする。

岐阜市食肉地方卸売市場において監視対象農場の豚で異状があった場合の対応

と畜場での対応

岐阜市食肉地方卸売市場は、と畜場で豚の異状を確認した場合、直ちに管轄する中央家畜保健衛生所へ連絡する。

【死亡豚があった場合】

(周囲の豚)

- 周囲の豚の臨床症状を確認するとともに体温測定（岐阜市又は中央家畜保健衛生所対応）
- 発熱があれば採血、白血球数測定（中央家畜保健衛生所立入・採材）
- 異状なければと畜

(死亡豚)

- 中央家畜保健衛生所にて剖検

【異状豚があった場合】

• 当該豚及び周囲の豚の臨床症状を確認するとともに体温測定（岐阜市又は中央家畜保健衛生所対応）

- 発熱があれば採血、白血球数測定（中央家畜保健衛生所立入・採材）
- 異状なければと畜

当該農場での対応（関係家畜保健衛生所対応）

- 異状の確認
- 異状があれば当該豚周囲の豚の体温測定
- 発熱があれば採血、白血球数測定

「第4回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会の開催概要」について

農林水産省は、「第4回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会」を持ち回りにより開催し、岐阜県における6例目の豚コレラ発生に伴う疫学調査結果について議論を行い、調査結果概要及び農場における発生予防対策を取りまとめましたので、公表します。

1.概要

拡大豚コレラ疫学調査チームは、岐阜県における6例目の豚コレラ発生に伴い、チーム員を現地に派遣し、平成30年12月25日（火曜日）～26日（水曜日）に現地調査を実施しました。本日、その結果概要について、チームの委員持ち回りにより第4回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会を開催しました。

現地調査において、今後の豚コレラの発生予防対策について、再度、注意喚起すべき事項が確認されたことから、現地調査の結果概要及び農場における発生予防対策を検討会において以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

2.検討会の概要

1.現地調査結果の概要

豚コレラに限らず、家畜の伝染性疾病の発生予防のためには、農場に病原体を侵入させないことが第一です。そのため、家畜伝染病予防法では家畜の所有者が守るべき衛生管理の基準を「飼養衛生管理基準」として定めているところです。

飼養衛生管理基準では、農場において厳格な衛生管理が必要な区域を「衛生管理区域」として定め、衛生管理区域への病原体の侵入防止等について、その方法を示しています。衛生管理区域では、飼料や堆肥の管理、豚の出荷のための作業等が行われるため、衛生管理区域が病原体により汚染した場合、豚舎内へのウイルスの侵入を防止することは非常に難しくなります。一方で、野生いのししで豚コレラの感染が確認されている地域では、環境中にウイルスが存在することから、いのしし以外の野生動物の侵入により衛生管理区域が病原体に汚染される可能性も否定できないため、豚舎に病原体を入れないための対策をより徹底する必要があります。

この点について、今回の岐阜県関市の養豚農家での豚コレラの発生に関しては、
(ア)一部の飼養作業者は衛生管理区域内に居住していたが、衛生管理区域から出入りする際に、衛生管理区域内で専用の衣服及び靴を着用しない場合があったこと。

(イ) 飼養作業者等が豚舎に入る際に手袋及び豚舎ごとの衣服を着用しておらず、また、豚舎ごとに踏込消毒槽及び専用の長靴が設置されていたが、長靴に糞便等が付着したまま使用

していた場合があること。

(ウ) 豚舎内外で使用する糞便等を豚舎から搬出するための一輪車も長靴同様に糞便等が付着したまま使用していた場合があること。

(エ) 農場内に 10 匹前後の野良ネコが住みついており、豚舎内でもネコが確認され、ネコによると思われる子豚や出産後の胎盤の食べ痕も複数確認されたこと。

が確認されています。

2.農場における発生予防対策

現地調査結果概要を踏まえて、豚飼養農場においては、確実に以下の対策を履行していただく必要があります。

(1) 衛生管理区域専用の衣服および靴の使用の徹底

衛生管理区域外から衛生管理区域に立ち入る場合には、衛生管理区域専用の衣服および靴を使用すること。飼養作業者が衛生管理区域内に居住している場合であっても、同様の扱いとするよう注意すること。

(2) 畜舎に立ち入る際の衛生対策の再徹底

ア、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、豚舎ごとに豚舎専用の衣服及び靴を設置するとともに、明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とする等、豚舎内に立ち入る際には、交差汚染を起こさないように配慮しつつ確実にそれらを使用すること。

飼養衛生管理基準第 3 の 6 「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

イ、衣服及び靴、一輪車等器具は常に十分な洗浄、適切な消毒を行った上で使用すること。

飼養衛生管理基準第 5 の 14 「畜舎等及び器具の定期的な清掃または消毒等」

(3) 衛生管理区域への病原体の侵入防止措置の徹底

次の対策を徹底することにより、衛生管理区域への病原体の侵入を防止すること。

ア、野生動物等の侵入防止

野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、電柵やワイヤーメッシュ、防鳥ネット等を設置することにより、野生動物を介した衛生管理区域への病原体の侵入を防止すること。また、野鳥や小動物等の野生動物や犬・ネコ等の愛がん動物を豚舎に入れないこと。

飼養衛生管理基準第 4 「野生動物等からの病原体の侵入防止」

イ、豚が死亡した際や出産後は、死体や胎盤等が野生動物等の侵入原因となることから、野生動物等に荒らされないよう密閉して適切に保管すること。

飼養衛生管理基準第4の13「家畜の死体の保管場所」

(4)教育訓練等

畜舎内での飼養作業を行う者は出来るだけ限定し、消毒や作業手順について要点を文書化して定期的に教育や訓練を行うこと。飼養作業を行う者が外国人である場合には、言語の違い等にも考慮して、より丁寧な教育と訓練を行うこと。

平成30年岐阜県豚コレラ対策検証報告

その6

～6例目（関市内農場）事案を受けた緊急点検～

平成30年12月28日

岐阜県豚コレラ検証作業チーム

本検証について

国内で26年ぶりに岐阜市内で確認された豚コレラ^{とん}について、9月9日に豚コレラが患畜確定した後、各農場において防疫体制の徹底のほか、野生いのししからの感染防止対策などが実施されてきた。

しかし、その後感染が続き、6例目として関市内の養豚農場で豚の陽性が確認された（疑似患畜）。

- ・ 1例目 岐阜市内農場【A農場】（9月9日患畜確定）
- ・ 2例目 岐阜市畜産センター公園（11月16日疑似患畜確定）
- ・ 3例目 岐阜県畜産研究所（12月5日患畜確定）（美濃加茂市）
- ・ 4例目 関市内農場【B農場】（12月10日疑似患畜確定）（関市）
- ・ 5例目 岐阜県農業大学校（12月15日患畜確定）（可児市）
- ・ 6例目 関市内農場【C農場】（12月25日疑似患畜確定）

12月28日時点で6例目までの感染ルートは解明されていないが、今回豚コレラが確認された施設である関市内農場【C農場】における防疫措置は適切であったのかを緊急に調査した。

その結果、関市内農場【C農場】における課題及び県の今後の取り組みについて改善及び強化する点を提案する。

【検証項目】

関市内農場【C農場】における防疫措置

対応の推移

■は豚コレラ事案発生後新たに実施した防疫対策

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日) 以前の取 り組み	<p>○衛生管理に関する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員のうち研修生は衛生管理区域内に居住。 ・従業員が作業を行うときは、居住場所で作業着に着替え、長靴に履き替える。 ・従業員が豚舎に入る際は豚舎毎の長靴に履き替える。 ・研修生が買い物等で外出の際は普段着に着替え、帰宅時に自転車、買い物袋を消毒し居住地に帰宅。 ・車両については、入口で車両用の消毒槽を設置し、区域に入るたびにタイヤ及び車両下部を洗浄機で消毒。 <p>○周囲の野生動物の状況と防護措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裏山にはいのししが生息するとのこと。 ・鳥が衛生管理区域内に入るものの、豚舎は全てカーテン開閉式の窓を持ったセミインドレス豚舎であり、豚舎に鳥が侵入することは困難と思われる。 ・野良猫が豚舎内で歩き回っているため（数匹）、駆除のため猫用のわなを設置。反面猫がいるためネズミは確認されないとのこと。 ・豚舎に運動場、パドックは無い。 	
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A農場）で豚コレラ事案発生（県内1例目）	
9/14(金)	★野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内1頭目。岐阜市内）	
10/2(火)	<p>■豚舎周囲に電気柵を設置（24時間通電） ※正面入り口除く</p>	
10/18(木)	<p>・第7回家畜伝染病防疫対策本部(10/10)の決定を受け、週1回のウイルス侵入防止対策の現地確認を開始。 (10/18、10/25、10/31、11/8、11/15、11/17、11/27)</p>	<p>・県中濃家保の確認 飼養衛生管理基準 →問題なし</p>
11/15(木)	■車両消毒設備（タイヤ踏込）施設改善	

11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターで豚コレラ事案発生（県内2例目）	
11/17(土)	■ワイヤーメッシュ柵設置完了 （電気柵の内側）※従業員で設置	
11/17(土)	・監視対象農場への立入検査（30頭検査） （30頭の臨床検査及び遺伝子(PCR)検査） ※県中濃家保による採血、臨床検査(異常無し)	・県中央家保においてPCR検査 →異常なし
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所で豚コレラ事案発生（県内3例目）	
12/5(水) 以降	■従業員以外の者の防疫措置の強化 ・岐阜県畜産研究所の事案を受け、従業員以外の者が入場する場合、関係車両（餌業者、プロパンガス業者）以外は敷地外の駐車場に駐車し、入り口で防護服（使い捨て）、ゴム手袋（使い捨て）、長靴装着とした。 ・関係車両は入口で車両を動力噴霧器で消毒後、防護服（使い捨て）、ゴム手袋（使い捨て）、長靴を着用した。 ■防鳥ネットの補完措置を実施	
12/8(土)	・県中央家保による現地確認 ※畜産研究所の件を受け、中濃家保と役割分担した結果、当該農場は中央家保が担当	・県中央家保の確認 飼養衛生管理基準 →問題なし
12/8(土) 12/18(火) 12/22(土)	・県畜産研究所およびB農場での発生に伴う清浄性検査（3回 計90頭）を実施（週1回30頭/1回） ※県中央家保により採血、臨床検査(異常無し)	・県中央家保において検査 〔抗体検査、PCR検査、血液検査において異常なし〕
12/10(月)	★関市内の施設（B農場）で豚コレラ事案発生（県内4例目）	
12/13(木)	・死亡豚1頭があり、浮腫病と思われるが、県中央家保が立ち入り、同居豚2頭とともに検査	・県中央家保においてPCR検査 →異常なし
12/15(土)	・県中央家保による現地確認	・県中央家保の確認 飼養衛生管理基準 →問題なし
12/18(火)	・県中央家保による現地確認 （新しいチェック表で点検） ※消毒薬の希釈倍数を記録簿に記載する旨指導 ※清掃・消毒記録を豚舎毎にする旨指導	・県中央家保の確認 飼養衛生管理基準 →達成度A

12/15(土)	★美濃加茂市内の県農業大学校で豚コレラ事案発生（県内5例目）	
12/15(土) 12/16(日) 12/17(月) 12/18(火) 12/19(水) 12/22(土)	・出荷豚検査（6回 計578頭）を実施 ※県中央家保により採血、臨床検査(異常無し)	・県中央家保においてPCR検査 →異常なし
12/22(土)	・県中央家保による現地確認 （新チェック表で点検） ※消毒薬の希釈倍数を記録簿に記載する旨指導 ※清掃・消毒記録を豚舎毎にする旨指導 ・監視対象農場への立入検査（30頭検査） （30頭の臨床検査及びPCR検査） ※県中央家保による採血、臨床検査(異常無し)	・県中央家保の確認 飼養衛生管理基準 →達成度A ・県中央家保においてPCR検査 →異常なし
12/23(日) ～ 12/24(月)	・出荷豚検査（計68頭）を実施 ※県中央家保により採血、臨床検査(異常無し)	・県中央家保においてPCR検査 →1頭異常あり
12/24(月)	・ 7:00 当該農家に移動自粛を要請 ・ 9:30 県中央家保職員が農場へ立入検査を実施 ・ 15:00 剖検開始（4頭） （異常豚1頭、同居豚1頭、横臥豚1頭、死亡豚1頭） ・ 21:00 移動制限区域内農場（2農場）への事前連絡 ・ 21:20 PCR検査開始	
12/25(火)	・ 4:20 PCR検査結果 2頭陽性 ・ 5:30 国との協議を経て、疑似患畜と決定 ・ 6:00 第18回岐阜県家畜伝染病防疫対策本部本部員会議 ・ 8:40 殺処分開始	
12/27(木)	・ 7:19 殺処分終了	
12/28(金)	・ 8:10 防疫作業完了	

【飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 一連の作業施設を含んで設定。 研修生の居住地を含む。 周囲は電気柵、ワイヤーメッシュ柵があるが、居住地部分との境が不明確である。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養は11名が実施（家族5名、研修生5名、従業員1名） 関係者以外の衛生管理区域への立入は餌関連業者、プロパンガス関係業者といった必要な業者のみ。 郵便、荷物等は家族居住地近くのゲートで受け取り。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 入り口で車両用の消毒槽を設置。 区域に入るたびにタイヤ及び車両下部を噴霧器で消毒。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域内で作業を行う者は作業着を着用し、長靴に履き替える。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用 	<ul style="list-style-type: none"> さらに、豚舎に入る者は、踏み込み消毒後、専用長靴で作業。 12月5日以降、外部の者は防護服、長靴、手袋を着用。 研修生が外出する際は専用服及び靴を着用していない。
<ul style="list-style-type: none"> 野生動物等からの病原体の侵入防止 	
<ul style="list-style-type: none"> 給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 給餌設備、給水設備共に自動設備のため野生動物の排せつ物混入の可能性は少ない。 豚舎内に野良猫が歩いていることなどから給餌時に猫の糞が混入する可能性は否定できない。
<ul style="list-style-type: none"> 飲料に適した水の給与 	<ul style="list-style-type: none"> 上水道を利用しているため、野生動物からの病原体侵入可能性は低い。
<ul style="list-style-type: none"> 家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置 	<ul style="list-style-type: none"> 死体は死体置き場に仮置きしたのち、敷地内の熱分解ガス化燃焼装置にて燃焼、灰とし、堆肥に混ぜている。死体置き場は防鳥ネット有り。

2 県の今後の取り組み

課題

(飼養衛生管理基準の遵守状況)

- ・ 衛生管理区域では専用の作業服で作業をしているが、豚舎毎の専用服の着用がなされていない。
また、豚舎毎の長靴及び一輪車の消毒が不十分な点が見受けられ、不徹底であった。
- ・ 衛生管理区域について一部不明確な部分があった（居住地との境に柵、コーン、消毒帯などがない）。
また、区域内に研修生居住地が含まれていた。研修生が買い物等で外出する際は普段着に着替えるため、居住地から入口までの間は区域内であるが専用服及び専用靴を着用しない場合があった。

(野生動物対策)

- ・ 電気柵、ワイヤーメッシュが設置されており、また、豚は閉鎖された屋内で飼養されており、豚と野生いのししの物理的接触ができない措置が行われていた。
- ・ また、セミウインドウレスの豚舎構造と防鳥ネットの設備のため、豚舎内への鳥の侵入は困難であるが、豚舎内に野良猫が数匹確認されており、子豚や胎盤の食べ痕も確認されたことから、小動物対策が不十分であった。

(死体処理)

- ・ 豚の死体は死体置き場に仮置きしたのち、敷地内の熱分解ガス化燃焼装置にて燃焼、灰としたのち堆肥に混ぜていた。この点、「化製場等に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関する確認が必要である。

(その他)

- ・ 現在、国の拡大豚コレラ疫学調査チームによる感染ルートの疫学的な調査も続けられているが、現時点では、この農場を含み、感染ルートは明らかになっていない。
- ・ なお、今回の豚コレラ感染豚は、前日まで豚コレラの顕著な異常（「死亡豚の多発」「下痢」「発熱」「紫斑」など）は全く無く、12月23日～24に出荷豚検査を実施したことにより初めて判明した。

対策：県の取り組みの改善点及び強化する点

(飼養衛生管理基準の遵守)

- ・ 他の農場に対し、国の飼養衛生管理基準の遵守について、改めて再点検し、徹底を図る。

特に、衛生管理区域専用の衣服及び靴の着用を徹底すること。また、衣服及び長靴、一輪車等器具は汚物などを十分洗浄した後に消毒を行うなど、適切な消毒を徹底すること。

また、衛生管理区域が適切かどうか点検を行うこと。点検の結果、不適切な場合は区域の変更を指導すること。

さらに「豚舎毎の専用服着用」については飼養衛生管理基準で規定されていないものの、大規模農場や、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては防疫上有効と考えられるため、その運用を推奨する。

(野生動物対策)

- ・ 鳥などの小動物対策を引き続き徹底するとともに、特に、衛生管理区域の内外を行き来する野生動物や、犬、猫などの愛玩動物の侵入防止を徹底する。

また、豚の死体や胎盤等が野生動物に食べられないよう、これらの適切な処理を徹底する。

(死体処理)

- ・ 直接防疫対策と関係するものではないが、豚の死体処理について、改めて「化製場等に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく確認を行う。

(その他)

- ・ 国の飼養衛生管理基準に基づく適切な衛生管理作業を行うよう、従業員の定期的な教育と訓練を行う。

- ・ 引き続き、農林水産省の拡大豚コレラ疫学調査チームと連携し、感染ルートを調査する。

- ・ 今まで以上に現場との連携を緊密にし、わずかな兆候も見逃さず、速やかに対応するよう徹底する。